

別冊 2

一般電気事業供給約款料金算定規則における事業者設定基準および燃料費調整制度に係る事項の届出補正書

北海道電力株式会社

(別 表)

一般電気事業供給約款料金算定規則	
第 19 条の 2 第 8 項	特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準
第 21 条第 2 項	燃料費調整制度における換算係数
第 21 条第 4 項	燃料費調整制度における基準調整単価

特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準  
[第 19 条の 2 第 8 項関係]

第 19 条の 2 第 7 項の規定による基準については、以下のとおり設定する。

料金率は、低圧需要の特別変動可変費に準拠し、使用電力量あたりの負担が等しくなるように設定する。ただし、使用電力量を 3 段階に区分している電灯需要の料金率については、第 1 段階および第 2 段階の使用電力量あたりの負担を第 3 段階より低廉となるよう設定する。

定額制については、電気の使用形態を勘案し設定する。

燃料費調整制度における換算係数  
[第21条第2項関係]

石 油	0.4699
石 炭	0.7879

燃料費調整制度における基準調整単価  
[第21条第4項関係]

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価
円 銭厘		
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
20Wまで	1 灯	1 . 5 0 1
40Wまで	〃	3 . 0 0 3
60Wまで	〃	4 . 5 0 5
100Wまで	〃	7 . 5 0 8
100W超過50Wまでごとに	〃	3 . 7 5 4
小型機器		
50V Aまでの機器	1 機器	2 . 2 4 3
100V Aまでの機器	〃	4 . 4 8 5
100V A超過50V Aまでごとに	〃	2 . 2 4 3
ロ. 臨時電灯 A		
50V Aまで1日につき	1 契約	0 . 0 6 0
100V Aまで1日につき	〃	0 . 1 2 1
100V A超過500V Aまでの 100V Aまでごとに1日につき	〃	0 . 1 2 1
500V A超過1kV Aまで1日につき	〃	1 . 2 1 1
1kV A超過3kV Aまでの 1kV Aまでごとに1日につき	〃	1 . 2 1 1
ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	1 . 2 7 2
ニ. 農事用電力 (脱穀調整用) [附 則]		
1日につき		
0.5kW	1 契約	0 . 3 1 8
1kW	〃	0 . 6 3 6
2kW	〃	1 . 2 7 2
3kW	〃	1 . 9 0 7
3kW超過1kW増すごとに	〃	0 . 6 3 6
(2) 従量制供給	1 kWh	0 . 1 9 3